

資料5 鉄道事業法に基づく行政処分(業務改善の命令)

安全確保に関する事業改善命令

安全確保に関する事業改善命令に対する主な改善報告

九運鉄技 第149号
九運鉄安 第98号
九運鉄監 第34号
平成20年2月12日

島原鉄道株式会社
代表取締役社長 塩塚吉朗 殿

九州運輸局長
大黒伊勢夫

安全確保に関する事業改善命令

平成20年1月16日に発生した、貴社線274号踏切における踏切無遮断による鉄道運転事故を受け、平成20年1月18日から19日の2日間にわたり、当局で実施した保安監査の結果、下記の事項について改善が必要と認められたので、鉄道事業法第23条の規定に基づき改善措置を速やかに講ずるよう命令する。

改善を要する事項については、1ヶ月以内にその措置状況を報告されたい。

なお、改善の措置が完了するまでの間、特に輸送の安全の確保には万全を期されたい。

また、措置状況の報告の後、必要により立ち入り調査を実施しその状況が適正でないと認められるときは、更に必要な措置をとることがあるのでその旨申し添える。

記

1. 鉄道施設の総点検と再発防止策の確立

274号踏切において、交通信号機と連動する踏切の信頼性を向上させるため二重化されている制御装置の一つである軌道回路が平成18年11月に故障し、本年1月16日の事故当日までの1年2ヶ月間、当該装置を修理していなかった事が確認された。

交通信号機が設けられ、踏切通行者の一時停止義務が解除された踏切における重要な運転保安設備の故障を放置したことは、鉄道輸送の安全意識が希薄であると言わざるを得ず、また、運転保安設備を正確に動作することができる状態に保持しておかなければならぬという、鉄道事業者としての基本的な責務に反するものである。

よって、鉄道施設について総点検を実施するとともに、再発防止策を講じること。

2. 運転保安設備の改良工事の総点検と再発防止策の確立

274号踏切において、交通信号機と連動する制御装置に障害が発生した場合、踏切通行者に一時停止を義務付けるため、交通信号機の現示を「滅灯」させる機能を有していたにもかかわらず、当該機能を停止させるスイッチが新たに設けられていた事が確認された。

鉄道輸送の安全を確保するために設けられた運転保安設備において、当該機能を停止させる改造が行われたことは、鉄道への信頼を大きく失墜させる行為と言わざるを得ず、また、運転保安設備は、電気機器及び回路の特性に応じ、その機能に障害が発生した場合においても列車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのない機能を有するよう保持しなければならないという、鉄道事業者としての基本的な責務に反するものである。

よって、貴社が敷設した運転保安設備の改良工事について、総点検を実施するとともに、再発防止策を講じること。

3. 手続きの総点検と再発防止策の確立

森山駅のプラットホーム及び274号踏切ほか4箇所の踏切において、法令で定められた許認可等の申請手続きを行わず鉄道施設を変更していた事が確認された。

かかる行為は、鉄道事業者が守るべき法令の理解と法令遵守の意識が希薄であったものである。

よって、手続きの実施について、総点検を実施するとともに、再発防止策を講じること。

4. 安全管理体制の検証、改善及び安全意識の徹底

安全統括管理者は、前記1から3までの事柄について報告を受けていたにもかかわらず、安全対策を取ることもなくその職務を怠っていた。また、経営幹部においても現場の業務運営の実態を把握していなかった。

よって、全社的に安全確保が確実に行われるよう、安全統括管理者及び経営幹部を含め、安全管理体制の検証及び改善をするとともに安全意識の徹底を図ること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

○ 安全確保に関する事業改善命令に対する主な改善報告

担当局	発出先	発出者	報告	主な改善報告内容
九州運輸局	島原鉄道株式会社	九州運輸局長	H20.3.11 H20.4.14 H20.5.21 H20.7.8	<p>1. 第274号踏切の安全確保について</p> <p>(1) 緊急対策</p> <p>改善命令を受けた第274号踏切保安設備（AF0軌道回路）の修理が完了するまで下記の安全対策を講じる。</p> <p>① 踏切通行人等に対する安全の確保</p> <p>第274号踏切に監視員（2名）を配置する。</p> <p>② 一旦停止が解除された踏切を通過する列車等に対する安全の確保</p> <p>列車等が踏切の直前で停止し、安全であることを確認した後に進行する。又、第274号踏切のフェールセーフの機能を停止させるスイッチについては、撤去した。</p> <p>(2) 恒久対策</p> <p>現在、航空・鉄道事故調査委員会にて事故原因調査中であり、原因判明後その措置を講じる。</p> <p>2. 総点検の実施状況及び結果について</p> <p>(1) 鉄道施設の総点検の実施状況及び結果</p> <p>故障、損傷、破壊した状態で、事業の用に供している鉄道施設の有無について点検した。</p> <p>① 運転保安設備の総点検実施状況及び結果</p> <p>自社が保有する全ての運転保安設備（第274号踏切保安設備を除く）について総点検を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切保安設備（215箇所）異常なし ・信号保安設備（170箇所）異常なし ・保安通信設備（27箇所）異常なし <p>② 運転保安設備以外の鉄道施設の総点検実施状況及び結果</p> <p>自社が保有する全ての鉄道施設（運転保安設備を除く）について総点検を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設（398箇所）異常なし ・停車場（43箇所）異常なし ・車庫等（1箇所）異常なし <p>(2) 運転保安設備の改良工事の総点検の実施状況及び結果</p> <p>フェールセーフの機能を停止させる改造を行った運転保安設備の有無について点検した。</p> <p>改良又は修理した全ての運転保安設備（第274号踏切保安設備を除く）の工事内容について総点検した結果、法令（障害発生時の安全確保）を遵守した工事が実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切保安設備（7箇所）異常なし ・信号保安設備（該当無し） ・保安通信設備（該当無し） <p>(3) 手続きの実施に関する総点検の実施状況及び結果</p> <p>法令で定められた許認可等の申請手続きの実施状況について点検した。</p> <p>① 改善命令を受けた踏切保安設備の手続き漏れについては、全ての手続きを完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号踏切（上り制御条件変更） ・第75号踏切、第87号踏切、第151号踏切（無警報対策の追加） ・第274号踏切（踏切バックアップ装置の新設） <p>② 改善命令を受けた駅の手続き漏れについては、全ての手続きを完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森山駅プラットホーム2番ホームの嵩上げ <p>③ 新設、改良又は修理した全ての運転保安設備（第274号踏切の運転保安設備を除く）の申請手続きについて総点検を実施した結果、6件の手続き漏れを確認した。なお、確認された手続き漏れについては、全ての手続きを完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切保安設備（6件）手続き漏れ6件 ・信号保安設備（0件）手続き漏れなし ・保安通信設備（0件）手続き漏れなし <p>④ 新設、改良又は修理した全ての鉄道施設（運転保安設備を除く）の申請手続きについて総点検を実施した結果、9件の手続き漏れを確認した。なお、確認された手続き漏れについては、全ての手続きを完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道線路（9件）手続き漏れ9件 ・停車場（0件）手続き漏れなし ・車庫等（0件）手続き漏れなし <p>3. 再発防止策の確立</p> <p>(1) 鉄道施設に関する再発防止策</p> <p>① 安全統括管理者の意識の高揚を図るため、教育計画を策定した。</p>

②第274号踏切以外の運転保安設備については、特別発注の機器の使用はないが、今後、新設、改良を行う場合に特別発注機器の使用が予定される場合は、あらかじめ在庫品として保有する。

③今後、鉄道施設の故障等による障害が発生した場合には、起案者（障害処置者）は「障害報告書」により経営幹部まで報告する。また、報告が経営幹部まで行われているか安全統括管理者が確実にチェックし、報告漏れがないことを確認する。

④技術部門と運輸部門との情報の共有化が図られていなかったため、従業員に対し、事故概要及び今後の対策について周知した。

[内容]

- i 踏切事故の検証
- ii 踏切遮断反応灯滅灯時における運転取扱及び連絡・指示体制の確立
- iii ATSバックアップ装置設置箇所の踏切道
- iv ATS装置故障時の運転取扱い

(2) 運転保安設備の改良工事に関する再発防止策

①安全統括管理者の意識の高揚を図るため、教育計画を策定した。

②工事計画案が策定された時点で安全統括管理者等を含めて協議を行い、工事の改良内容等を把握するとともに設備故障時における運転保安設備の動作状況等について検討を行い機能に障害が発生した場合においても列車の安全運行に支障を来すことがないようにする。

(3) 手続きの実施に関する再発防止策

①手続申請に関する関係法令等の教育を行った。

②改良工事実施時における手続きに関する法令遵守を確実に行うために、社内決裁稟議書の中に「許認可等の必要の有無」の欄を設けて担当者を始め責任者がチェックを行い、さらに工事着手前に安全統括管理者がダブルチェックをし、手続きのフロー図に基づき確実に行うようにした。

4. 安全管理体制の検証・改善及び安全意識の徹底

(1) 安全管理体制の検証・改善

①経営幹部への報告の改善

これまで、事故・障害報告については、回覧による報告を行っていたが、報告要領を作成し、安全統括管理者から直接経営トップまで報告することとした。

②安全管理体制の改善

「コンプライアンス・リスク管理委員会」が設置され、「コンプライアンスマニュアル」及び「リスク管理規程」が制定されているが、企業倫理及び法令遵守意識について経営トップはもとより現業部門に至るまで徹底されるよう「コンプライアンス・リスク管理委員会」の再構築を行う。

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会の組織体制の変更を行うとともに、平成20年3月4日にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催した。
- ・役割としてコンプライアンスに関する組織体制の変更・整備、問題発生時の調査、対応及び再発防止策の策定を行う。
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会で、四半期毎に安全推進委員会の会議報告を基に、運営状況及び輸送の安全に対しての適切な報告等の状況を確認する。
- ・審議事項については、社内報にて全社員に周知し、法令遵守の意識の徹底を図る。
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会の組織体制を更に強化するため、外部委員を招へいた。

③安全推進委員会の設置

・輸送の安全確保を最優先とするために、社長をトップとする安全推進委員会を設置し、現業部門から報告される運転事故及び輸送障害報告書等により問題点や改善策について審議し安全確保についての改善を図る。なお、平成20年3月4日に安全推進委員会を開催した。

・委員会の開催は、四半期毎及び重大事故及び重大事案発生時等とし、審議した内容については社内報にて全社員に周知し安全意識の徹底を図る。

(2) 安全意識の徹底

①教育・訓練の見直しについて

経営幹部も含めて安全意識の高揚を図るため、教育・訓練について見直しを行った。

・教育メニューの策定

・教育訓練等の執行体制の規定化

②安全意識の高揚を図る経営トップのコミットメント及び経営幹部の現場巡視

・経営トップはこれまで「安全最優先」であることをコミットしてきたが、今後も下記の手段により継続的にコミットする。

(ア) 念頭の挨拶（社内報にて周知）

(イ) 職場巡視での訓示

(ウ) 安全祈願祭（本社）での訓示

- ・経営幹部が定期的に職場巡回し、安全意識の高揚を図る。

③情報の共有化による安全意識の徹底

- ・月例幹部会において事故・障害報告等を行うことにより情報の共有化を図る。
- ・役員打ち合わせ会議において営業部長より前週の事故・障害報告等を行うことにより情報の共有化を図る。
- ・営業部内会議における事故・障害等の報告を行う。
- ・当社事故及び他社の事故事例について安全推進委員会にて検証し改善を講じたものについては、必要に応じて関係職員の教育・訓練を行い情報の共有化を図るとともに安全意識の徹底を図る。